

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
 平成29年度（2017年）に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）



- (注) 1. ②の者は平成29年度内に更新をしなければ、平成30年4月1日以降は降格となる。
 2. 平成29年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)
 3. 2020年3月31日が有効期限の者が平成29年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2022年3月31日となる。